

# 障害者福祉領域における意思決定支援に関する一考察

## —障害者権利条約に基づく理論分析—

近藤 益代

A Study on Supported Decision Making for Persons with Disabilities:  
A Theoretical Analysis based on the Convention  
on the Rights of Persons with Disabilities

Masuyo KONDO

### 要 旨

本稿は、主に障害者総合支援法（2013）における障害福祉サービスに関する意思決定支援に焦点をあてたものである。文献研究により、意思決定支援の①意義、②目的、③主部、④方法、⑤課題を明らかにし、わが国の意思決定支援の見解に関する理論考察に取り組んだ。その結果、意義・目的・主部・方法・課題は、権利条約の意図である「障害者観の転換」や「自律」、「参加」と関連していた。結論として、意思決定支援とは、ソーシャルワークの要となる価値・知識・技術を総称する支援であるが、権利条約との連関をふまえると、意思決定支援とは、障害当事者自身、そして支援者を含む社会に障害者観の転換を強く求めるものであること、また、支援過程において個人の尊重の徹底と、障害当事者と支援者の力の釣り合いを模索しながらの「支援と自律の両立」へと支援者を導く概念であると理解された。

### Abstract

The objective of this study was to clarify (1) the significance, (2) the purpose, (3) the principal points, (4) the methods, and (5) the problems of Supported Decision Making (SDM) for persons with disabilities, and to consider the theories of SDM in Japan.

Results show that the significance, the purpose, the principal points, the methods, and the problems relate to *the conversion of the views toward persons with disabilities, participation, and individual autonomy* which are part of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities. These findings show that SDM requires *the conversion of the views toward persons with disabilities* to people that include disabled people themselves and workers, and lets workers be successful in both *support and individual autonomy*.

キーワード：意思決定支援、障害者、障害者権利条約、個人の尊重

Key words : supported decision making, persons with disabilities,  
convention on the rights of persons with disabilities,  
respect for individual autonomy

## I. 研究課題

バイステック (Felix P. Biestek) の所論に代表されるように、ソーシャルワークはこれまでも障害当事者の意思を尊重した支援をしてきた。しかし、障害者の権利に関する条約 (以下、権利条約) 採択過程から、「意思決定支援 (Supported Decision Making)」という用語によって、障害当事者と支援者・家族・周囲の者との援助関係の問い直しが国際的に高まっている。わが国では、相談支援を含む障害福祉サービス事業者は「意思決定の支援」の配慮に努める旨が規定された (障害者総合支援法第42条および第51条の22)。現在、「意思決定支援ガイドライン (仮称)」の策定に向けて検討がなされる方向にある (厚生労働省社会保障審議会障害者部会2015: 17)。

本稿の課題は、意思決定支援の①意義、②目的、③主部、④方法、⑤課題を明らかにし、わが国の意思決定支援の見解に関する考察を行うことである。意思決定支援については、成年後見制度や精神保健福祉法に基づく入退院に関しても議論されているが、本稿では、主に障害者総合支援法 (2013) における障害福祉サービスに関する意思決定支援に焦点を絞り理論考察に取り組む。

先行研究では意思決定支援の見解が複雑に述べられ、「意思決定支援」は「支援付き意思決定」や「支援を受けた意思決定」などとも表現されている。本稿ではこれらを同義とし、「意思決定支援」という表現を用いる。

## II. 研究方法

本研究は文献研究であり、権利条約 (2006) に基づく「意思決定支援」の論考を研究対象とする。具体的には、CiNiiを用いて先行研究や関連資料を収集した。その数は、論文12本、雑誌『知的障害福祉研究さぼーと』に収録されているエッセイ10本である。

「意思決定支援」という概念の起源となる記述と、意思決定支援の①意義、②目的、③主部、④方法、⑤課題に直接言及する箇所を抜き出し、分類した。①意義、②目的、③主部、④方法、⑤課題については、意味のまとまりごとにカテゴリーを作成した。

## III. 障害者福祉領域における意思決定支援に関する先行研究—結果と考察—

### 1. 「意思決定支援」概念の起源

障害当事者の宣明「Nothing About Us Without Us (私たち抜きに私たちのことを決めないで)」を掲げた権利条約は、2006年12月13日、第61回国連総会において採択された。権利条約の特徴は、採択過程に障害当事者が参画したことにある。知的障害者を含む障害当事者は、自分たちの力を最大限発揮させるために社会的支援を要求した。その一つが意思決定支援 (Supported Decision Making) の提供であり、条約第12条に反映された。

第12条は「法律の前にひとしく認められる権利」を規定し、「締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる」(第3項) ことが記されている。その措置は「法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好 (preferences) を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること」(第4項) とされている。

障害者福祉関連法条文への「意思決定支援」の明文化の背景には、条約批准に向け障害当事者自身が議員連盟や障がい者制度改革推進会議などに関わりを持ち、日本国内法制を権利条約の理念・趣旨に沿うかたちにするための話し合いを積み重ねるといって、障害者団体によるソーシャルアクションがあった。2010年9月4日、東京都発達障害支援協会をはじめとする都内の知的障害および発達障害関係の6団体は、「知的発達障害者の生きやすい法制度を求める第5回東京大集会」を開催した。ここで「意思決定支援」の法文化を求めた提言書「知的障害者への『意思決定支援』に配慮した制度を求める」が採択された。2012年3月19日に東京都発達障害支援協会をはじめとする5団体が国会議員に宛て、要望書「障害者総合支援法に『意思決定の支援』を明文化してください」を提出した。民主・自民・公明各党の議員によって修正案が作成され、6月に可決成立した (桐原・長谷川2012; 木口2014: 30-31; 柴田2013a: 32ら)。このようにして相談支援を含むすべての障害福祉サービス提供事業所に、意思決定支援

に配慮する責務が規定された。

現民法で法的能力とは権利能力と行為能力を言い、成年被後見人・被保佐人のみが行為能力を制限されている（高山2016：29）。権利条約の文脈から、意思決定支援とは、成年後見制度に係るものであり成年後見人等の活動と解釈できる。一方、障害者総合支援法の文脈では、障害福祉サービス等従事者に障害当事者に関与する日常生活全般において求められる支援と解釈される。よって日本では、意思決定支援を行う者は成年後見人等を含む障害福祉サービス等従事者と解釈でき、この2つの文脈が混在することが意思決定支援の見解を複雑にしていると考えられる。

## 2. 意思決定支援とは何か

本節では先行研究分析で明らかになった意思決定支援の①意義、②目的、③主部、④方法、⑤課題について述べていく。以下の文中では分析結果を説明する上で、カテゴリーを《 》、内容を〈 〉の記号を用いて表記する。内容は、提唱者の表現を極力用いた。

### （1）意思決定支援の意義

意思決定支援に取り組む意義については、《障害者が尊重される》、《障害者観の転換》の2つに整理される（表1）。これらは、権利条約が意図する「個人の自律及び自立（自ら選択する自由を含む）」（外務省2014：前文n）と「ソーシャル・インクルージョン」に連関する。

表1 意思決定支援の意義

カテゴリー	内容	提唱者
障害者が尊重される	①主体的に社会参加し、自らの人生を築く。 ②当事者の能力と、支援を類型化しない。 ③支援や社会参加の質の再考。 ④個々の差異を認め、必要な合理的配慮が行われる。 ⑤支援者に仕切られない。 ⑥不利な立場に置かれない。	①⑥引馬2016 ②沖倉2012 ③柴田2013b, 引馬2016ら ④石渡2016 ⑤北村2016
障害者観の転換	①障害のある人が、権利の客体から主体になる。 ②障害者を「法的能力を持つ人」として捉えることで、周囲の人間との関係に変化をもたらす。 ③障害のある人が一般市民と同等に社会参加と法的権利の行使を実現する。 ④「社会モデル」の障害者観。	①井上2016 ②松岡2016 ③宗澤2015 ④石渡2016

「Nothing About Us Without Us（わたしたち抜きに私たちのことを決めないで）」と宣明した障害当事者の期待感が意思決定支援の意義に見て取れる。〈自らの人生を築く〉、〈支援者に仕切られない〉、〈主体になる〉などに、これまで社会から障害者は意思の決定ができない者と見なされ（桐原・長谷川2012；沖倉2012：217ら）、支援者によっても権利が中心に据えられず、障害当事者抜きで物事が決定され進められてきた様子が表れている。竹端（2014：58）と植戸（2011：142）は、障害当事者が「どうせ」「しかたない」「無理だ」という意識を内面化し、否定的な自己像を抱いている可能性を指摘する。意思決

定支援はこうした状況から脱することに意義がある。〈合理的配慮〉によって障害福祉サービス提供者のみならず、何よりも障害当事者自身が自らを《尊重》しだす。こうした社会の変化は、「地域変革、地域再生につながる」（石渡2016：15）と期待される。

### （2）意思決定支援の目的

意思決定支援は、《自らのことに関与するようになる》、《社会に帰属する》、《豊かな暮らしをおくる》の3つを目的として取り組まれるものと整理される（表2）。

表2 意思決定支援の目的

カテゴリー	内容	提唱者
自らのことに 関与する ようになる	①個人の意思決定可能範囲の拡大. ②有効に法律行為を行う能力を発揮. ③本人が自分の状況を把握し, 配慮を求める力を高める.	①沖倉2012 ②高山2016 ③松岡2016
社会に 帰属する	①障害のある人の社会参加の促進. ②多彩な人間関係を得る社会へのインクルージョン.	①引馬2016 ②宗澤2015
豊かな暮らしを おくる	①当事者が自信を持って生きる. ②「願い」に基づく生活と人生を築く. ③想いの実現. ④活動から得られる満足感や達成感を高める.	①加藤2013, 引馬2016ら ②宗澤2015 ③柴内2014 ④佐藤2013

障害当事者が《自らのことに関与するようになる》機会を拡大させ, 《社会に帰属する》結果, 《豊かな暮らしをおくる》ことができるようになると捉えられる。《自らのことに》自らが関与するからこそ, 〈自信〉や〈満足感や達成感〉が得られる。つまり意思決定支援とは, 障害当事者が「自分の人生を担うのは自分自身である」ための支援である。

障害者の政治, 経済, 文化などへの〈参加〉は, 権利条約を捉える上で最重視すべき観点のひとつと言われている(藤井2010:16)。また, 「参加」について, 社会的排除との関係で岩田は「物事を決定できたり, 意見を述べたりする」(岩田2008:23)ことと述べている。岩田の見解および障害当事者の《尊重》や〈主体〉の視点をふまえると, 〈社会参加〉とは, 社会に障害者が居場所を得ることから発展し, 社会に溶け込んだ障害者が発言権を増していくことと考えられる。

### (3) 意思決定支援の主部

意思決定支援の主部は以下の3つ, 《意思決定支援の範囲》, 《個別化された過程》, 《支援と自律の両立》に整理される(表3)。意思決定支援とは特別な支援を指すものではなく〈生活〉のなかにあること, 意思決定支援は障害当事者一人ひとりに《個別化》された支援であり, 《支援と自律の両立》がなされる《過程》である。《個別化》は, バイステック(Felix P. Biestek)の代表的な原則のひとつである。そこに, 《支援と自律の両立》という支援者(社会)と障害当事者の関係性の視点が持ち込まれている点に意思決定支援の特徴が表れている。

《個別化された過程》とは, 障害当事者個々の様々なレベルの意思〈実現〉と, 個々が〈自信をつけ〉たり〈充実して生き〉るという未来に向かう過程であると示された。その《過程》では, 《支援と自律の両立》という, 支援者(社会)の〈代行決定〉ではなく, 可能な限り障害当事者が決定に関わり, 〈納得して決定〉することがなされると示された。

《支援と自律の両立》の内容に, 〈代行決定〉や〈法的能力の行使〉といった成年後見制度に関連する視点が表れている。権利条約第12条第3項では, 「締約国は, 障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる」ことと記され, 他者が本人に代わって決定することは, 障害のある人の尊厳と自律を害すると考えられている(高山2016:28)。また岡部は, 身体活動の補完を行う「自立」のための支援と同時に, 当事者の意向を汲み取り一緒に考える認知的な活動に対する「自律」のための支援が提供される必要を主張している(岡部2010:156)。日本の「障害者の意思決定支援ガイドライン(案)」の定義では, 「意思決定支援とは, 知的障害や精神障害(発達障害を含む)等で意思決定に困難を抱える障害者が, 日常生活や社会生活等に関して自分自身がしたい(と思う)意思が反映された生活を送ることが可能となるように, 障害者を支援する者(以下「支援者」と言う。)が行う支援の行為及び仕組みをいう」(公益社団法人日本発達障害連盟2015:29)とされ, 判断能力に制限のある障害者を主たる対象としている。よって意思決定支援は, 判断能力に制限のある

表3 意思決定支援の主部

カテゴリー	内容	提唱者
意思決定支援の範囲	「何を食べ・何を着るか」などの日常生活から、医療、結婚、社会参加までの支援.	公益社団法人日本発達障害連盟2015, 高山2016, 石渡2016ら
個別化された過程	①本人が認められ自信をつけるエンパワメントの過程. ②人生を織り成す日常生活において、毎日繰り返し実践される支援の総体. ③本人が認められ充実して生きようになるプロセス. ④「願い」を把握して支援の起点に据え、それをさらに深め育む協働のプロセス. ⑤相互関係構築の過程. ⑥本人の想いを明確にする過程. ⑦本人の意思を理解し、決定し、実行する支援. ⑧本人が希望する活動と役割に向かうプロセス.	①③加藤2013 ②⑤⑥⑦柴内2014 ④宗澤2015 ⑧北野2016
支援と自律の両立	①障害のある個々人の自律を可能にする. ②自己決定が困難な人が意思決定を行うための支援. ③自己決定を含むより広義の概念. ④代行決定と完全な自己決定の間にある幅のある支援. ⑤代行決定とは異なる支援を受けること. ⑥代行決定する者のパターンリズムを極力排除する. ⑦「独立した意思決定（いわゆる自己決定）」ではなく、「協働（相互依存）した意思決定」の意味を持つ. ⑧障害のある人が生活と人生の主人公であることを担保する. ⑨当事者が心から納得して決定するように支援する. ⑩誰もが有する法的能力の行使に困難が生じた場合に権利条約第12条第3項に従って展開されるべき支援.	①引馬2016 ②木口2014, 柴田2013bら ③⑦沖倉2012 ④⑩松岡2016 ⑤木口2014 ⑥高山2016 ⑧宗澤2015 ⑨柴田2013b

障害者の「尊厳と自律」(高山2016: 28)を守るための支援であると解釈される。

一方で、判断能力を基準にするなど意思決定支援が必要な人をつくりだすことは権利条約の趣旨に合わないとの見解もある(沖倉2012: 244; 柴内2014: 43ら)。権利条約が「障害が、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって」(外務省2014: 前文e)と示すように障害を社会との相互作用で捉えれば、判断能力は十分であるとされる身体に障害のある方の中にも、意思を表明しても、「日常生活や社会生活等に関して自分自身がしたい(と思う)意思が反映された生活を送ること」(公益社団法人日本発達障害連盟2015: 29)ができない状況に置かれている人の存在にも目を向ける必要がある。双方の主張をふまえると、日本の障害福祉領域における意思決定支援の対象は、成年後見制度利用者、そして、相談支援を含む障害福祉サービスを利用するすべての障害のある人と解釈される。

《個別化された過程》や《支援と自律の両立》は、これまでもソーシャルワークが努めてきた支援である。《個別化》や《エンパワメント》、本人が《人生の主人公》という概念がソーシャルワークの価値としてだけでなく、「意思決定支援」という新しい言葉によって、法的後ろ盾を得た障害当事者の権利となると考えられる。

(4) 意思決定支援の方法

意思決定支援の目的が達成されるよう、以下の7つの方法、《障害当事者を肯定的に捉える》、《援助関係を形成する》、《支援者が障害当事者を理解する》、《意思決定に係る情報利用・意思疎通手段を保障する》、《障害当事者の意思に沿った支援を実施する》、《障害当事者の意思決定する力を育む》、《独善的な支援を避ける》に整理される(表4)。

《障害当事者を肯定的に捉える》では、障害当事者に対する働きかけではなく、《できないと決めつけない》や《認める》といったように、支援者自身の障害当事者に対する観念を問うている。この点は、

表4 意思決定支援の方法

カテゴリー	内容	提唱者
障害当事者を肯定的に捉える	①意思決定ができないと決めつけない。 ②本人を生活、人生の当事者として認める。 ③本人の可能性を信じて、関わる。	①石渡2016 ②志村2014 ③柴内2004, 沖倉2012
援助関係を形成する	①1対1の関係を基盤とする。 ②通所者と職員の1対1の関係ではなく、様々な人間関係を拠り所とする。 ③障害者本人と支援者との心と心の共感関係に基づく、本人の安心感・信頼感が不可欠。	①沖倉2012 ②柴内2014 ③石渡2016, 柴田2013b, 木口2014ら
支援者が障害当事者を理解する	①背景にある情報に耳を傾け、その中にある想いを感じ取り、想像力を駆使し、相手のかたわらにあってコミュニケーションを保ち続ける。 ②利用者の意思表示を待つ。 ③生活全般を考慮する。 ④「表情」や「非言語コミュニケーション」に注目して意思を汲み取る。 ⑤当事者自身に決定に必要な能力がどの程度備わっているかを判断する。	①沖倉2012, 石渡2016 ②佐藤2013 ③石渡2016 ④佐藤2013, 柴内2014ら ⑤沖倉2012
意思決定に係る情報利用・意思疎通手段を保障する	①本人が大きな損害を回避するための情報提供。 ②判断への支援。 ③絵や見学、実体験など、出来る限り本人が理解できるよう情報提供する。 ④書類の読み書きの支援。 ⑤選択肢に関する議論。 ⑥意思の組み立てや表現方法の支援。 ⑦利用者の意思の確認と選択肢の提示。	①石渡2016 ②柴田2013a ③柴田2013b, 石渡2016, 村上2015ら ④⑤木口2014 ⑥柴内2014 ⑦佐藤2013
障害当事者の意思に沿った支援を実施する	①共に意思決定し、意思決定したことを実行し、意思決定を阻止することを払いのける。 ②本人と支援者・関係者が共に歩み続ける。 ③支援方法は本人と支援者の対話で決める。 ④結果(成果)を共有し、新たな意思表示や意思決定につなげる。 ⑤意思や力を引き出す展開方法を本人と一緒に考え、本人の目線に立ち支援する。 ⑥本人とワーカーが、課題設定、解決過程を管理する。 ⑦モニタリングにおいて、本人の意思が支援に反映されていたか評価する。 ⑧表出された意思を尊重して計画を見直す。 ⑨キーパーソンや中核機関は変わっても、「一貫した支援」が求められる。 ⑩個別具体的に丁寧に支援する。関係者は、統一した方法で継続的に行う。 ⑪意思疎通支援・意思形成支援・意思実現支援の3段階で構成される。	①石渡2016 ②柴内2014 ③沖倉2012 ④⑤佐藤2013 ⑥沖倉2013 ⑦石渡2016 ⑧志村2014 ⑨⑩柴田2013b ⑩村上2015, 引馬2016, 佐藤2013ら
障害当事者の意思決定する力を育む	①自分で自分の想いを意識する。 ②行ったり来たりしながらの意思決定。 ③意思が形成され、その意思を積み重ねた結果、「選択する」ことができるようにする。 ④日常生活の中で「選択」や「決定」に関わる機会・経験をつくる。 ⑤失敗から学び、本人が少しずつ自分の答えを明確にしていく。 ⑥自分で決める経験を積み上げ、意思決定する意識を高める。 ⑦諸スキルを構築する。 ⑧当事者の意思決定の積み重ねを重視する。	①柴内2014, 石川2015, 柴田2013aら ②⑤村上2015 ③柴内2014 ④村上2015, 石渡2016, 沖倉2012ら ⑥高山2016 ⑦⑧引馬2016
独善的な支援を避ける	①本人を中心とする。 ②支援会議を積み重ねる。 ③ネットワークを形成・運用する。 ④一人の間だけでは支援しきれず、「チームアプローチ」が必要。 ⑤当事者の意思に基づく日々に関わる支援者が中心となり、関係者らが相互連携する。 ⑥障害者が生活する地域社会の中に支援ネットワークをつくる。 ⑦チームで担い、当事者のニーズが複合的になるほどチームに関与する支援者は増す。 ⑧独断を避けるために、サビ管・支援担当職員・家族・後見人・本人を交えて計画作成。	①志村2014 ②柴内2014 ③柴内2014, 志村2014, 石渡2016, 北野2016, 沖倉2013ら ④石渡2016 ⑤引馬2016 ⑥⑧柴田2013b ⑦沖倉2012

意思決定支援の意義である「障害当事者の尊重」や「障害者観の転換」、そして主部の「支援と自律の両立」と連関する内容である。支援者の障害当事者への働きかけは、《援助関係を形成する》以降に記述される。

《援助関係を形成する》と《支援者が障害当事者を理解する》には、バイステック (Felix P. Biestek) の所論が反映されている。しかし意思決定支援の場合、支援の目的は「クライアントを援助して問題を解決する」(Biestek=2006:17) ためだけではない。意思決定支援の目的は「自らのことに関与するようになる」、「社会に帰属する」、「豊かな暮らしをおくる」であったことから、《援助関係を形成》したり《障害当事者を理解する》目的は、充実した障害当事者の人生を「支援と自律の両立」によって創造するための方法である。また、《支援者が障害当事者を理解する》にて〈当事者自身に決定に必要な能力がどの程度備わっているかを判断〉することは、過剰支援や支援不足を誘引しないためである(沖倉2012:238)。支援者には個人の能力を見極める力が求められる。《意思決定に係る情報利用・意思疎通手段を保障する》とは、これまで支援者は情報提供を行っても、障害当事者が決定するには不十分な情報量と社会経験であったことをふまえ(村上2015:17)、障害者への配慮が不十分であった状況を是正する視点である。また、〈書類の読み書きの支援〉や〈判断への支援〉といった《情報利用・意思疎通手段》の保障は、意思決定支援の目的である障害当事者が社会に帰属するためにも不可欠な支援である。

《障害当事者の意思に沿った支援を実施する》、《障害当事者の意思決定する力を育む》、《独善的な支援を避ける》は、特に意思決定支援の主部である「個別化された過程」と「支援と自律の両立」に取り組む方法提示である。《障害当事者の意思に沿った支援を実施する》では、〈本人と支援者の対話〉や〈結果(成果)を共有〉、〈本人と一緒に考える〉、〈本人とワーカーが、課題設定、解決過程を管理する〉など、支援者による代行決定に陥らない方法が示されている。《障害当事者の意思決定する力を育む》は、意思決定支援の目的である「自らのことに関与する」力を育む方法である。障害当事者が経験値を積み重ねる必要性と、障害当事者個々に向き合

う支援であることが示されている。

《独善的な支援を避ける》では、〈ネットワーク〉や〈チーム〉など、機能的な繋がりを持って支援を展開することが示されている。当事者の意思の実現に向けて社会的な関わりを要するほど、関係する専門家や組織等が必要となる。また、支援は支援員と障害当事者との〈1対1の関係を基盤〉とするため、支援者の独断や押し付けがされることも懸念される(北野2016:44)。支援者の複数の視点は、リスクマネジメント機能でもある。

方法の項目の多さには、障害者の態様(障害者の状況、好み、望み、意向など)が一様ではなく(公益社団法人日本発達障害連盟2015:31)、意思決定支援の個別性の高さが表されている。このことから、徹底した個人の尊重によって意思決定支援は成立すること、また、意思決定支援を標準化することの難しさが示唆される。

#### (5) 意思決定支援をめぐる諸課題

意思決定支援における課題は以下の3点、《本人が主体となる難しさ》、《制度における課題》、《実践における戸惑い》に整理される(表5)。

意思決定支援の課題は、これまで述べてきた意義・目的・主部に対する課題である。特に、〈障害のある人の持てる能力の判断〉、〈「自律」を具体化する意思決定支援〉、〈権利として実現する〉という記述から、「支援と自律の両立」と障害当事者が《主体》となる「障害者観の転換」の難しさが示される。意思決定支援の課題が、意思決定支援の方法(表4)と比べて抽象的であるのは、意思決定支援を標準化する難しさ故の評価の困難さがあるためだと推察する。そのため、意思決定支援の具体的な〈内容〉や〈方法〉の提示が求められていると考えられる。一方で〈「かたち」だけが整えられることへの危惧〉から、〈方法〉が提示されたとしても、そのプロセスをたどるだけでは真の意思決定支援にはならないという葛藤が示されている。

障害者差別解消法(2016)施行によって、社会が障害者観の転換を図る兆しがある。意思決定支援をめぐる諸課題は、日本社会における合理的配慮の発展とともに解決されるものもあると期待される。

表5 意思決定支援をめぐる諸課題

カテゴリー	内容	提唱者
本人が主体となる難しさ	①本人の側に立つ支援のあり方. ②主体となるための, 利用者の意思の表出・表明・形成の具体的実践. ③代行決定が許される場合の検討. ④代行意思決定をできる限り克服していくための方法. ⑤障害のある人の持てる能力の判断.	①高山2016 ②井上2016, 柴内2014 ③柴田2013b ④宗澤2015 ⑤沖倉2012
制度における課題	①法律条文から意思決定支援の内容や方法の明確化. ②「自律」を具体化する意思決定支援の検討. ③国際的な人権保障の理念への連結. ④可能な限り本人の法的能力に制限を設けない方法の検討.	①木口2014, 高山2016ら ②引馬2016 ③松岡2016 ④木口2014
実践における戸惑い	①「かたち」だけが整えられることへの危惧. ②当事者の潜在能力を引き出し, 社会参加を高めること. ③権利として実現するための具体的手法の明確化. ④多種多様な決定内容と, 決定に必要な能力. ⑤様々な次元, 場面での意思決定支援の内容・方法の明確化.	①柴内2014 ②引馬2016 ③宗澤2015 ④沖倉2012 ⑤高山2016

#### IV. 結論

本稿は, 権利条約(2006)を起源とする意思決定支援の①意義, ②目的, ③主部, ④方法, ⑤課題を明らかにした. 意思決定支援の意義・目的・主部・方法・課題の考察をふまえると, 意思決定支援とは, ソーシャルワークの価値・知識・技術, またソーシャルワーカーの倫理綱領などが主張する支援の要となるものを総称して表現するものと捉えられる. あえて意思決定支援と表現する意味は, 意思決定支援は障害当事者自身, そして支援者をはじめとする社会に障害者観の転換を強く求めていること, さらに権利条約を根拠とした意思決定支援は法律条文に明記され, 法規定を伴う点にある. 意思決定支援が法的にも障害者の権利を守ることであるならば, 「意思決定支援がなされないこと」を是正する対策が必要である.

一例として, 第三者評価の足並みをそろえる対策が考えられる. 社会的養護関係施設では2012年から第三者評価が義務付けられ, 政策として支援者による不適切なパワー行使の防止をはじめとする施設運営の質の向上が図られている. 「社会的養護関係施設第三者評価 内容評価基準 判断基準, 評価の着眼点, 評価基準の考え方と評価の留意点(児童養護

施設版)」(社会福祉法人全国社会福祉協議会2015)によると, 「権利についての説明」という項目では, 「権利ノートやそれに代わる資料等を使用して, 施設生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明」(前掲2015:5)することなどが求められている. 障害者福祉領域では, 「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン(障害者・児施設版)」(社会福祉法人全国社会福祉協議会2005)が使用され, 「Ⅲ. 適切な福祉サービスの実施」として, 利用者を尊重する姿勢の明示や利用者満足の上への努力, 利用者が意見等を述べやすい体制の確保等の項目がある. しかし, 障害者福祉領域では第三者評価の受審は義務化されていない. さらにその受審率は全国平均1.45%(社会福祉法人全国社会福祉協議会2016)であり, 障害のある利用者の権利保障評価体制は機能しているとは言い難い. 意思決定支援は法的後ろ盾を得た権利である以上, 第三者評価の項目見直しと受審義務化により, サービス利用者である障害当事者が権利について学ぶ機会を保障する対策が急務である.

意思決定支援とは, その一言で誰の人生を支援するのかを支援者に問い, 支援過程において障害当事者と支援者の力の釣り合いを模索しながらの「支援

と自律の両立」へと支援者を導く概念であると考えられる。

### 引用文献

- 藤井克徳 (2010) 「第2章 障害者の社会参加」松井亮輔・川島聡編『概説 障害者権利条約』法律文化社, 16-31.
- Felix P. Biestek (1957) *The Casework Relationship*, Loyola University Press. (=2006, 尾崎新・福田俊子・原田和幸訳『ケースワークの原則——援助関係を形成する技法〔新訳改訂版〕』誠信書房.)
- 引馬知子 (2016) 「『自律』および『支援を受けた意思決定』と障害者制度改革」『ソーシャルワーク研究』41(4), 19-27.
- 井上博 (2016) 「当事者主権の時代に求められること」『さぼーと』(63)3, 巻頭言.
- 石川恒 (2015) 「『生きにくさ』を抱えた人々への意思決定支援——入所施設の一つの試み」『さぼーと』62(2), 19-20.
- 石渡和実 (2016) 「意思決定支援とソーシャルワーク——求められる障害者観・人間観の転換」『ソーシャルワーク研究』41(4), 5-18.
- 岩田正美 (2008) 『社会的排除——参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣.
- 加藤啓一郎 (2013) 「意思決定支援を日常の支援の中心において」『さぼーと』60(6), 19-21.
- 川島聡 (2010) 「第1章 障害者権利条約の基礎」松井亮輔・川島聡編『概説 障害者権利条約』法律文化社, 1-15.
- 木口恵美子 (2014) 「自己決定支援と意思決定支援——国連障害者の権利条約と日本の制度における『意思決定支援』」『福祉社会開発研究』6, 25-33.
- 北野誠一 (2016) 「本人中心計画(サービス等利用計画)策定における意思決定・意思表示」『ソーシャルワーク研究』41(4), 43-49.
- 松岡克尚 (2016) 「大学における合理的配慮と意思決定支援」『ソーシャルワーク研究』41(4), 35-42.
- 宗澤忠雄 (2015) 「障害者権利条約とこれからの入所施設支援」『さぼーと』62(2), 11-13.
- 村上心悟 (2015) 「本人の豊かな暮らしを支えるための意思決定支援を考える——現場での取り組みとあり方へのアプローチから」『さぼーと』62(2),

17-18.

- 岡部耕典 (2010) 『ポスト障害者自立支援法の福祉施策——生活の自立とケアの自律を求めて』明石書店.
- 沖倉智美 (2012) 「『支援つき意思決定』の理論と実際——知的障害当事者の『自己決定』をどのように考えるのか」一般社団法人社会福祉学会編『対論社会福祉学5』中央法規, 217-245.
- 沖倉智美 (2013) 「知的障害当事者への意思決定支援の専門性をめぐるソーシャルワーカーの専門性」『社会福祉学』54(3), 87-90.
- 佐藤彰 (2013) 「重症心身障がいのある方への意思決定支援——全国日中活動支援部会愛知大会発表より」『さぼーと』60(3), 32-35.
- 柴田洋弥 (2013a) 「知的障害者の意思決定支援について」『さぼーと』60(1), 30-36.
- 柴田洋弥 (2013b) 「生活介護事業における意思決定支援」『さぼーと』60(6), 11-13.
- 柴内麻恵 (2014) 「障害のある人の地域生活における意思決定支援の視座——生活介護事業所Xにおける実践を中心に」『福祉社会開発研究』6, 35-45.
- 志村健一 (2014) 「知的障がい者の意思決定支援とソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』40(1), 46-55.
- 高山直樹 (2016) 「意思決定支援と権利擁護」『ソーシャルワーク研究』41(4), 28-34.
- 竹端寛 (2014) 「当事者主体の権利形成・獲得支援」『社会福祉研究』121, 53-59.
- 植戸貴子 (2011) 「第4章 知的障害者の『自己選択』をめぐるジレンマ——ワーカーのジレンマ経験から支援関係を見直す」松岡克尚・横賀賀俊司編『障害者ソーシャルワークへのアプローチ——その構築と実践におけるジレンマ』明石書店, 135-159.

### ホームページ

- 外務省 (2014) 「障害者の権利に関する条約」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018093.pdf>, 2016.8.27).
- 桐原尚之・長谷川唯 (2012) 「支援された意思決定を巡って——日本国内法の現状と課題」(<http://www.arsvi.com/2010/1211kn2.htm>, 2015.8.2).

公益社団法人日本発達障害連盟 (2015) 「厚生労働省  
平成26年度障害者総合福祉推進事業 意思決定支  
援の在り方並びに成年後見制度の利用促進の在り  
方に関する研究」(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushouga-ihokenfukushibu/0000099358.pdf>, 2016.2.9).

厚生労働省 (2015) 「障害者総合支援法施行3年後の  
見直しについて——社会保障審議会障害者部会報  
告書 2015年12月14日」([http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaiho-shoutantou/0000107988.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaiho-shoutantou/0000107988.pdf), 2016.2.9).

社会福祉法人全国社会福祉協議会 (2005) 「福祉サー  
ビス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価  
項目の判断基準に関するガイドライン (障害者・  
児施設版)」(<http://www.shakyo-hyouka.net/guideline/bs2.pdf>, 2016.11.20).

社会福祉法人全国社会福祉協議会 (2015) 「社会的養  
護関係施設第三者評価 内容評価基準 判断基  
準, 評価の着眼点, 評価基準の考え方と評価の留  
意点 (児童養護施設版)」(<http://shakyo-hyouka.net/social4/>, 2016.11.20).

社会福祉法人全国社会福祉協議会 (2016) 「第三者評  
価事業全国の受審件数等の状況 (資料) 全国の受  
審件数・実施状況 (平成27年度調査 平成26年度  
実績)」(<http://www.shakyo-hyouka.net/appraisal/sys-b34a.pdf>, 2016.11.20).